

—やんば—
STOP! THE ハッ場ダムニュース



IN 埼玉

No.13 2007.3.23

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 代表 藤永知子 TEL/FAX 048-825-3291

今年度の活動がスタートします！！

ぜひ裁判と見学会に参加を！

今年は、雪も降らず春が早く訪れ、地球温暖化が進んでいることを実感されている方も多いとでしょう。

さて、2月7日はハッ場裁判終了後、埼玉の会の総会を埼玉会館で開催しました。総会后、昨年10月の加藤登紀子さんと仲間たちが唄う「ハッ場いのちの輝き」のシンポジウムとコンサートの録画を40分近く参加者全員で見ました。参加者から「ハッ場ダム問題」に取り組むパワーをもらった気がするとの感想もいただきました。ただあらためてハッ場の原点に戻ると「大都市の繁栄と地方の犠牲」という問題を私たちも今後も考えなくてはなりません。

埼玉の会の活動は、2年にわたる裁判だけでなく、滝沢ダム見学や現地見学ツアー等のイベントや学習会など活動をしてきました。今年埼玉の会は、ダム撤去を市民が県知事に要望している玉淀ダムを5月27日に見学に行く予定です。

今回の裁判は、12回目となり2007年4月25日午前11時から、さいたま地方裁判所105号で開かれます。私たち原告からは治水に関する反論をし、被告の県側からは主に利水に関する反論が行われる予定です。

必要性の無い公共事業であるハッ場ダム建設事業に「無駄な税金を使うな！」と怒りをもって多くの市民の意志を、まずは裁判所で示しましょう。
(代表 藤永知子)

～ハッ場ダム住民訴訟～ 12回目の裁判

●次回裁判●

4月25日

12回目の裁判を傍聴して下さい。さいたま地方裁判所
ロビーに10時45分にいらしてください。

(当日資料を用意しています。)



◆裁判期日のご報告

文責 小林哲彦

2007年2月7日午後2時から、さいたま地方裁判所の105号法廷において、ハッ場ダム裁判の口頭弁論期日が開かれました。裁判当日に傍聴にいらした方々には心から感謝申し上げます。

ところで、今回の裁判期日では、原告ら（住民）の側から、①被告らが前回提出した利水面についての反論の準備書面に対する再反論の準備書面と、②水利権に関する求釈明の申立書（被告らに説明を求める書面）を提出されるとともに、①の内容について、パワーポイントを使った説明が行われました。これに対し、被告ら（埼玉県知事ら）の側からは、治水面についての反論の準備書面が提出されました。

この点、原告らが提出した利水についての再反論の準備書面は、埼玉県による水需要予測の過大性について、2005年度における従前の予測値と実績値との間の乖離の視点、及び水需要予測の際に用いる係数（有収率・負荷率・浄水ロス率）に関する恣意的操作の視点から、実証的かつ説得的に論じています。特に、前者の視点においては、最近公表された2005年度の給水量に関する実績値が従前の予測値を1割以上も下回ったという事実を指摘できた点が重要で、被告らもこの点については反論に窮するものと思われます。また、後者の視点においても、被告らが各係数について、過去の実績や他の自治体の実績を無視したうえで、水需要が過大になるように意図的に不合理な数値の設定を行っている様子が明らかになったと思われます。

今回の裁判は、2007年4月25日午前11時から、さいたま地方裁判所の105号で開かれます。その日は、主に利水面に関する被告らの反論の準備書面の提出と治水面に関する原告らの反論の準備書面の提出が予定されています。

最後に、この裁判は、埼玉県の無駄遣いを止めさせるために住民が提起したものですので、住民が主人公の裁判です。原告らの代理人の弁護士たちも、できる限りわかりやすい裁判の進行を心がけますので、皆様方におかれましても、是非とも今回の裁判期日に法廷に足を運んでいただき、傍聴席を傍聴人で埋め尽くして、裁判所に住民の思いを伝えていただければ幸いです。



八ッ場ダム裁判

第11回口頭弁論の原語

田沼 博明

2月7日の11回目の口頭弁論は、まず被告が提出した八ッ場ダムの治水面に関する原告の準備書面に対する反論について、代理人に口頭で要約を述べました。被告代理人は「治水は国の政策・判断に係るもので、住民には知事を相手にダム建設のため県費を支出することについて適法性を問うことはできない」といい、国土交通省の見解に基づき八ッ場ダム建設には治水上必要性があり、かつ有効であると主張しました。

それから、原告代理人の小林弁護士が八ッ場ダムの利水に関して、いつものようにパワーポイントを用いて、県が「実績」とは大きくかけ離れている過大な水道用水を想定し、予測の前提となる様々な要素に関する情報を完全に無視して、恣意的に作成した水需要予測を元に、八ッ場ダムを建設する必要性があると主張していることにはまったく根拠がないと指摘する、説得力のある弁論を行いました。

私がこれまで傍聴したことのある、原子力発電所設置や薬害エイズ、残留農薬基準の改定や減反強制などの違法性について国を訴えた裁判でも、原告が直接口頭で意見を表明する機会がけっこう認められていたような気がします。でも、それは単に原告側が意見を表明する機会があった時に傍聴しただけということだったようです。通常裁判は、提出された証拠を双方で確認しあって、次回の公判期日を打ち合わせれば終わってしまうという、傍聴人にとっては極めて退屈な場合が多いようです。けれど、豊田裁判長が訴訟指揮をとる今回の裁判では、毎回必ず原告側がパワーポイントを使用して弁論することを認めています。そればかりではなく、「弁論に負けても判決で勝てばいい」と考え、義務的に証拠を提出するだけすませ、恐らくは書証の要約を「述べたい」と決して思っていたわけでないであろう被告代理人にも、口頭での弁論も行わせました。「公平」といえば、今回の裁判長はとても公平な方のようにです。

しかし、残念なことに、そろそろこの裁判長が異動してしまう可能性があるようです。裁判長が変わると、裁判の進め方もまったく変わってしまい、パワーポイントの使用が認められなくなったり、原告が口頭で毎回弁論を展開するということもできなくなってしまうかもしれません。現に八ッ場ダム建設の不当性を訴えている他の都県では、パワーポイントの使用が制限されるなどの裁判を余儀なくされているといえます。きっと被告側も、裁判長が交代すればこれ幸いにとばかりに「被告には県を訴える資格がない」などという、これまでの主張を強めていくことでしょう。それだけに、市民が傍聴席を埋め尽くし、この裁判への関心度の高さをアピールしていく必要があります。

次回4月25日の12回目の公判には、ぜひ多くの傍聴をいただきたいと思います。

群馬オンブズマンが

ハッ場ダム工事事務所等に公開質問状！

核心を突く問題提起

～長野原現地に衝撃、波紋広がる～

報告 / 高杉晋吾

長きにわたるハッ場ダムの運動に転機がきた。

2007年2月26日、オンブズマン群馬（代表、小川賢、安中市）が前橋の群馬県庁記者クラブで、次のような公開質問を行なった。（要旨のみ）

国交省ハッ場ダム事務所と住民側の補償交渉、代替地分譲交渉などに当たってきたハッ場ダム水没関係五地区連合対策委員長萩原昭朗（長野原町横壁）の間で、次のような問題が発生している。

（1）萩原昭朗を中心にする縁者、移転事業に参加する建設業者ら三名が、ハッ場ダムの国道145号線の移転に伴う、諏訪神社移転のために、住民の共有財産である横壁諏訪神社を、横壁地域住民が全く知らない間に、国交省に売り渡していた。住民の同意も無く、全く住民の意向は無視されたままである。

（2）国道145号線の計画については国交省ハッ場ダム事務所は「一切変更をしない」と繰り返し住民に説明してきた。最近、萩原昭朗の屋敷付近だけは計画が変更され国道145号線計画の位置がずり上がり、萩原の屋敷が国道145線に掛かるように変更するための測量が行われた。国道計画の変更は、補償金を狙った委員長の地位利用という疑惑が持たれている。

（3）伊香保の温泉ホテルで行われる萩原昭朗の誕生パーティーやゴルフコンペには小寺知事、国交省ハッ場ダム所長、大勢のハッ場ダム建設に参加する建設業者が集まり、ダム事業の報告などが行われた。ダム事業の推進の報告はハッ場ダム工事事務所長が行い、最近住民の間に広がっている「周辺事業推進は止むを得ないが、ダム本体は作るな」という意見を攻撃している。個人の誕生パーティーの形を借り、一方の意見を工事事務所長が批判するなど、融資において公正中立であるべき「かみつけ信組」理事長が、ダム本体推進報告会を、誕生会の名の下に行っている。これは露骨な公私混同の偏向パーティーというべきではないか？

オンブズマン群馬の小川賢代表の口調は淡々としているが、内容は衝撃的なものであった。萩原昭朗は、かみつけ信用組合の理事長。ハッ場ダム問題水没五地区（川原湯、川原畑、林、横壁、長野原）の補償交渉委員会の総まとめである連合委員会の代表。ハッ場ダムの工事を推進する上で現地と国、金融機関を結ぶキ

ーマンとして独裁的な権力を振るってきた。

金融機関の代表として、融資における公正な立場を厳重に守らなければならない立場である。自分の考えと同じでも違っても融資における公平さと公正さを疑われてはならない。

この点で疑いをもたれるような人物を金融機関の代表に据えるべきではない。

ダムの補償の地域の代表者としても、公平性と公正性が無ければ代表たりえない。つまり、補償交渉において自分の利益を先立てるような行為をやってはならないことは自明である。彼はダムに沈む長野原地区きっての大地主であり、土地所有、金融機関代表としてのダム補償金預金や金融、ダムに沈められる地域住民への補償交渉の動向、などなど、ダムの成否にたいして大きな権力を握るキーマンである。諏訪神社の共有財産の処分を見ても、萩原昭朗が国交省八ッ場ダム工事事務所と組んで八ッ場ダム問題の動向を操る姿が象徴的に現われている。

これが今回のオンブズマン群馬の問題提起なのだ。

★異常に高い落札率、八ッ場ダムを巡る談合疑惑

八ッ場ダムでは次のような建設業界による談合疑惑が存在している。その中心は異常に高い落札率である。八ッ場ダムの周辺工事では、大きく談合が行われている。「落札率が高いのは談合の疑いが非常に高い」という公取の見解がある。

2001年から2003年までの落札率は次のようなものだ。

*100%以上.....	8件（8回）	1.4%
*99%以上.....	74件（74回）	13.14%
*98%以上.....	57件（57回）	10.12%
*97%台以下95%以上...	197件（197回）	34.99%

95%以上の平均・合計	336件（336回）	約60%
落札率90%以上件数は全件数563件中503社。89.34%.		

つまり、八ッ場ダム周辺工事の約90%が落札率90%以上で公共事業をやっている。合理的な安値競争で税金を節約しながら建設業界も合理的経営を確立するのではなく、可能な限り我々国民の税金から建設費をむしりとりとういう高値競争が周辺工事で行われている。安値競争が行われるはずの入札で、高値競争が平然と行われているのは、こういうお役人による官製談合が行われるからである。今回の諏訪神社移転における住民共有財産を無断で取り上げ、移転と建設に関わる業者まで地域の権力者が指定するというやり方は、その後の入札における公正で公平な競争を妨害するもので、他ならぬ談合の基礎をボスと役所が作る典型ではないか？

斉藤烈事件、ハッ場ダム初の談合疑惑による逮捕者

ハッ場ダムで初めて談合での逮捕者が出たのが斉藤烈事件だ。しかしこの事件では、入札システムへのメスも入らず、落札にも触れず、工事事務所疑惑にも触れなかった。

今回のオンブズマンの公開質問は、極めて具体的な証拠に基づく質問であり、各紙がそれなりに報道したので、上毛地方では、社会問題として注目されることになった。ハッ場ダム問題は、下流の運動と言われてきたが、下流の運動+イベント+現地住民とともに歩む契機が生まれ始めたのだろうか。

・ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会・

< 2006 年度総会 開催される >

「埼玉の会」では、去る2月7日の裁判終了後、埼玉会館において今年度の総会を開催しました。

はじめに野本弁護士から裁判の流れについて報告があり、その後一年間の活動内容についての報告、利根川流域市民委員会の活動報告、決算報告がそれぞれ担当から行われ、ついで来年度活動方針と予算案が提起されて参加者で討議しました。20



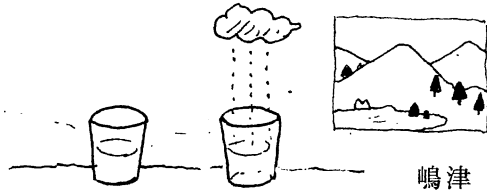
名以上の出席があり、新しい顔ぶれも見えて、様々な意見が出されましたが、議案についてはほぼ原案通りに承認されました。総会の内容詳細については、総会資料を同封しましたので、お目通し下さい。

その後、昨年10月に行われた“ライブ&トーク”「加藤登紀子となかま達が唄う～ハッ場・いのちの輝き」のビデオを鑑賞しました。時間の関係もあって大幅にダイジェストしたものでしたが、参加できなかった人にも、参加した人にも面白く見ることが出来ました。

総会後は近くの飲み屋さんで懇親会を開きましたが、これにも大勢の参加があり、楽しく有意義なひと時を過ごしました。(大西)

おいしい水を飲むために

(10) 雨水地下浸透の推進を！



鳴津 暉之

地下水は安全性、おいしさの面で最高級の水道水源であるが、地下水の利用には限りがある。地下水は主に雨水の浸透水によって涵養されており、その涵養量以上の地下水を汲み上げると、地下水位が低下していく。地下水位の低下は地下水の永続的な利用を困難にさせるだけでなく、地盤沈下という公害を発生させる。埼玉では地下水の過剰汲み上げで過去には一部の地区で地盤沈下が進行したが、揚水規制が進められた結果、現在は地盤沈下は鎮静化している。地下水の汲み上げ量を多少は増加させることは可能であろうが、大幅に増加させれば、地盤沈下が再び進行する。

それゆえ、地下水の利用拡大を図るためには、雨水の地下浸透を人為的に進めて、地下水の涵養量を増やす必要がある。ただし、低地部の場合、厚い沖積粘土層があって、水道用等に利用されている地下約30m以深の地下水まで雨水浸透水が到達しないことが考えられるので、雨水浸透で地下水を涵養すべきところは主に台地部である。埼玉県の手地部の面積は1,200km²以上あるから、年平均降水量1,400mmの5%でも人為的に浸透量を増加させることができれば、23万m³/日の涵養になる。現在、埼玉県の水道の地下水利用量は約53万m³/日であるから、その利用量をかなり増やすことができる。

雨水の地下浸透施設としては、空隙のある骨材をアスファルトと混合させた「透水性舗装」、U字溝の底を抜いて砂利を敷いた「浸透U字溝」、雨水ますにたくさんの孔をあけた「浸透ます」、多孔性のパイプを水平方向に埋設した「浸透地下埋管」などがある。住宅で屋根に降った雨水を地下に浸透させる場合は、浸透ますや浸透地下埋管が用いられる。

ただし、雨水ならば何でも地下に浸透させればよいということではない。雨水排水に含まれる大抵の汚れは浸透施設の周りの土壌でろ過されたり、吸着されるので、地下水汚染に結び付くことはまずない。しかし、幹線道路の場合は、その表面を流れた雨水には排ガス中の発ガン性物質ベンゾピレンなどの汚染物質が混入しているので、その地下浸透は地下水汚染や土壌汚染を引き起こす恐れがある。それゆえ、幹線道路などの汚れた雨水排水は地下に浸透しないようにするか、または浄化装置を通してから浸透させることが必要である。

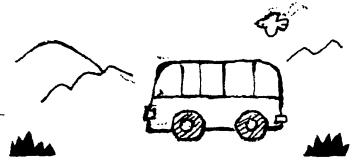
雨水の地下浸透が全面的に推進されれば、埼玉の各所に市民共同の井戸を掘って、地下水を飲料水専用の水源として利用することも可能となろう。もちろん、そのためには地下水を公水、すなわち、市民共有の水として位置づける法的な整備を図ることも同時に必要である。

利根川シンポジウム

——よりよい河川整備計画の策定を求めて（仮題）——

- 日 時： 5月20日（日）午後1時～5時
- 場 所： 全水道会館 4F大会議室（JRなど・水道橋駅より徒歩5分）
- 主 催： 利根川流域市民

玉淀ダム見学とシンポジウム



【6月に予定していた玉淀ダムの見学会を5月に繰り上げ・現地の集會に合せました】

■日 時：5月27日（日）

午前 玉淀ダムと関連施設見学 ★バス代各自実費負担
★8時30分 熊谷駅南口改札口集合（大宮発：7：30 又は 7：41）

午後 シンポジウム～「荒川の再生」天然アユが行き来できる川づくり～
会場：秩父市民会館
主催：秩父の環境を考える会
詳細については後日連絡します。

●埼玉の会からのお願い

年度が変わりましたので、年会費を埼玉の会の郵便口座まで送って下さい。



八ッ場ダム

■年会費：2000円 年度：1月～12月

・郵便口座：00180-2-334064

・口座名：八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会

八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和3-12-3-601 藤永 知子 方

TEL/FAX 048-825-3291

*八ッ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp/>

*八ッ場ダムを考える会 <http://www.yamba-net.org>